

『解説と Q&A でわかる 電子帳簿等保存制度の実務』 追補

一般財団法人 大蔵財務協会

令和 3 年度税制改正における電子帳簿保存法の改正により、従前、認められていた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等の保存をもって、その電磁的記録の保存に代えることができる措置が廃止されましたが、令和 4 年度税制改正においては、その電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、その出力書面等の保存措置の廃止を事実上延長するための措置（宥恕措置）が講じられています（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 3 年財務省令第 80 号））。